# 業務委託契約書

委託業務の名称　　下新城地区工業団地　環境整備業務委託

委託番号　　08-CH41-Y2

委託箇所　　下新城地区工業団地　秋田市下新城中野　地内

履行期限　　令和9年3月26日

業務委託料　　－

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　－
「取引価格に係る消費税額及び地方消費税額」は業務委託料に　１０／１１０　を
乗じて得た額である。

契約保証金

頭書業務の委託について、
委託者　秋田県知事
鈴木　健太　を発注者とし
受託者
を受注者とし

別紙の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として、本書２通を作り、発注者及び受注者が記名押印の上各自
１通を保有する。

令和8年　月　日

発注者　　秋田県知事
鈴木　健太

受注者

# 契　約　事　項

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約事項及び設計図書を内容とする業務委託の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

３　受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10　削除

（契約の保証）

第２条　受注者は、契約者の契約保証金欄に「秋田県財務規則第１７８条第３項（又は第６号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184 号。以下｢前払法｣という。)第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。)は、請負代金の１０分の１以上としなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）
第４条　受注者は、委託業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（監督職員）
第５条　発注者は監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
２　監督職員は、この契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次条に規定する監理技術者及び主任技術者に対し指示を与える等の職務を行う。

（監理技術者及び主任技術者）
第６条　受注者は、業務の技術上の管理を行う監理技術者及び主任技術者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
２　監理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、この契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち監理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（委託業務の工程表等）
第７条　受注者は、委託業務の履行開始前に委託業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　受注者は、履行期間の開始の日に委託業務に着手するとともに、着手届を発注者に提出しなければならない。

（委託業務の調査等）
第８条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）
第９条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。
２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければ

ならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）
第１０条　業務の履行について損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者　の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
２　前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
３　前２項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）
第１１条　業務完了前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものにより仮設物又は建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、その負担額を定めるものとする。

（検　査）
第１２条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務完了届と関係書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

（委託料の支払）
第１３条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
２　発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（前払金）
第１４条　削除

（前払金の使用等）
第１５条　削除

（部分払）
第１６条　削除

（部分払をする場合の前払金の精算）
第１７条　削除

（部分引渡し）
第１８条　発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第１２条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「関係書類」とあるのは「指定部分に係る関係書類」と、第１３条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第１３条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第１３条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分に相応する業務委託料×
（１－当該年度の前払金の額／当該年度の年度割額）

（前払金等の不払に対する業務中止）

第１９条　削除

（発注者の催告による解除権）

第２０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二　受注者の責に帰すべき事由により、この契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

三　建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業停止を命ぜられたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第２１条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第２０条の２　発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第１４条第１項又は第２項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

二　受注者が、独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第１４条第１項又は第２項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

三　受注者が前２号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

四　受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成１２年法律第１３０号）第４条の規定による刑に処せられたとき。

五　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以

下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条及び第２５条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条及び第２５条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第２１条　発注者は、業務が完了するまでの間、第２０条第１項及び前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２２条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第９条第１項の規定により、委託業務の内容を変更したため業務委託料が３分の１以下に減少したとき。

二　第９条第１項の規定により、委託業務の中止期間が履行期間の１０分の５を超えたとき。

三　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第２３条　発注者は、契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、その既済部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

２　前項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額（第１６条の規定による委託料の支払をしているときは、その委託料の支払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の既済部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第２０条又は第２０条の２の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年２．５％の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第２１条又は前条の規定によるときにあって

は、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
3　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
4　受注者は、契約が解除された場合において、作業現場等に受注者が所有又は管理する資材、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
5　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
6　第３項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２０条又は第２０条の２の規定によるときは発注者が定め、第２１条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠　償　金）
第２３条の２　受注者は、この契約に関して第２０条の２第１号から第５号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の１０分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
2　前項の規定は、委託業務が完了した後に、受注者が第２０条の２第１号から第５号のいずれかに該当することが明らかになった場合に準用する。
3　前２項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成した者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第１項の額を発注者に支払わなければならない。
4　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）
第２４条　発注者又は受注者は、履行期間内で業務委託契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の既済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の１０００分の１５を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
3　変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等

に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「業務委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別の要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２５条　受注者は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

第２６条　削除

（契約外の事項）

第２７条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

| 課長 | | リチーダム | | 副主幹 | | 主任 | | 検算 | | 設計 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

令和　８年度
　下新城地区工業団地　環境整備業務委託

# 金抜き設計書

工　事　番　号　　08-CH41-Y2

路河川名／地区名　　下新城地区工業団地

工　事　場　所　　秋田市
　　下新城中野　地内

| 工　事　概　要 | | 事業主体名 | 秋田県 |
|---|---|---|---|
| 伐木 | | 施工期間 | 99日間 |
| 31,500 m2 | | 着工年月日 | 令和 8年12月18日 |
| | | 完成年月日 | 令和 9年 3月26日 |
| | | 工　事　費 | 円 |
| | | 精算見込額 | 円 |

秋田県

# 本工事費内訳書（本01）

| 工事名 | 下新城地区工業団地　環境整備業務委託 | 事業区分<br>工事区分 | 道路維持･修繕<br>道路維持 |
|---|---|---|---|

| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路維持 | | 式 | 1 | | | | |
| 伐木除根工 | | 式 | 1 | | | | |
| 伐木除根工 | | 式 | 1 | | | | |
| 伐木 | | m2 | 31,500 | | | | 単　1号 |
| 除根 | | m2 | 31,500 | | | | 単　2号 |
| 整地 | | m2 | 31,500 | | | | 単　3号 |
| 集積積込み | | m2 | 31,500 | | | | 単　4号 |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設費 | | 式 | 1 | | | | |
| 準備費 | | 式 | 1 | | | | |
| 木根等処分費 | | 式 | 1 | | | | 内　1号 |
| 安全費 | | 式 | 1 | | | | |

# 本工事費内訳書（本01）

| 工事名 | 下新城地区工業団地　環境整備業務委託 | 事業区分<br>工事区分 | 道路維持･修繕<br>道路維持 |
|---|---|---|---|

| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事名標示板 | 秋田県産材(間伐材)2基/組 | 式 | 1 | | | | 内　2号 |
| 共通仮設費（率計上） | | 式 | 1 | | | | |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |



秋田県

令和８年度
０８－ＣＨ４１－Ｙ２
下新城地区工業団地
環境整備業務委託

# 特 記 仕 様 書

令和８年１１月
秋田県産業労働部産業集積課

**１　共通仕様書の適用**

本業務の実施にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年１０月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

**２　共通仕様書に対する特記事項**

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

# 第１編　共　通　編
# 第１章　総　　則

**第１節　業務内容**

１　目的

本業務は、下新城地区工業団地における伐木除根業務を行うものである。

２　場所

本業務の実施位置は、秋田市下新城中野地内で別添位置図に示すとおりである。

３　業務の履行期限

令和９年３月２６日

## 第２章　完成図書

**第１節　完成図書**

受注者は、完成図書として着手前写真・業務中写真・業務完了写真等を１部提出するものとする。

## 第３章　その他

**第１節　その他**

上記各条で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和８年度
０８－ＣＨ４１－Ｙ２
下新城地区工業団地
環境整備業務委託

# 現場説明事項書
# ［条件明示書］

令和８年１１月
秋田県産業労働部産業集積課

# 条　件　明　示　書

１．設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

２．本業務委託費の算出においては、次のとおり積算しています。

１）伐木除根の積算については、次の基準により積算しています。

・基準：土木工事標準積算基準書（河川編）令和８年１０月以降適用　秋田県

・歩掛：第２章　河川維持工　③伐木除根工

２）本業務の諸経費は、「土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（秋田県）」の「第１章　総則　②間接工事費　１．間接工事費の扱い＜県独自＞　１－３　河川・道路等の維持管理委託業務の諸経費について＜県独自＞」の「道路維持が主たる業務の場合」を準用しており、次の諸経費率により算出しています。

・共通仮設費：　7.05％

・現場管理費：35.82％

（各諸経費における各種補正を反映した後の率となります。）

３）一般管理費等の算出における前払金支出割合による補正は「補正無し」、契約保証に係る補正は「金銭的補償（500 万円以上）0.04%」としています。

４）業務内容を勘案し、「秋田県週休２日制工事」に関する各種補正は計上していません。

５）想定処分量については、木くず 454.93t、抜根 227.62t として積算しております。

６）木くず、抜根の処分先は、秋田市太平地内（L=25.0km）として積算しております。